

平成19年
2月～3月
申告分

平成18年分から 水稲所得標準が 廃止されました

農業所得の計算は、収入金額から必要経費を差し引く「収支計算」が原則です。これまで、収支計算が困難な小規模の米作農家の方々については、申告の目安として水稲所得標準を適用して申告されていた方もありましたが、水稲所得標準が廃止された後は、すべて収支計算によって申告していただくこととなりました。

◎収支計算とは.....

収入金額－必要経費＝所得金額

収支計算をするには、出荷伝票や仕切書などの収入金額のわかる書類と、請求書や領収書などの支払金額のわかる書類の保存が必要です。

◎収支計算の手順.....

- 1 取引の書類を保存する
- 2 ノートなどに集計する
- 3 1年間の合計をまとめる
- 4 決算修正を行う
(集計忘れがないか、経費にならないものが入っていないか、計算誤りがないかなどをチェックします。)
- 5 収支内訳書を作成する

記帳が必要です！

◎確定申告のために.....

請求書や領収書などを保管する場所を決めておくとう便利です。また、請求書や領収書の日付と金額は、それぞれ項目ごとに集計しやすいように帳簿やノートなどに記録(記帳)しておく、申告する時に役立ちます。

税務課からのお知らせ

平成18年分農業所得から水稲所得標準が廃止されたことに伴い、標準計算による農業所得証明書も廃止されました。

問い合わせ

水口税務署 個人課税第一部門 ☎(62)0317
税務課 ☎65-0679 FAX 63-4574



あなたの家は大丈夫？

木造住宅無料耐震診断

実施予定件数 250件(受付順)

申込手続きに必要なもの

印鑑、住宅の建築年次のわかる書類
(固定資産税名寄帳兼課税台帳、建築確認通知書、登記済証 など)

申込窓口

都市計画課計画係 ☎65-0719
土山支所地域振興課 ☎66-1102
甲賀支所地域振興課 ☎88-4102
甲南支所地域振興課 ☎86-8010
信楽支所地域振興課 ☎82-8060

甲賀市耐震診断の結果、危険性が高いと判定された住宅について改修工事費の助成事業を行っています。

※事業の詳細やご質問については左記までお問い合わせください。

問い合わせ

都市計画課 計画係
☎ 65-0719
FAX 63-4601

- ◆ 昭和56年5月31日以前に着工されたもの
- ◆ 階数が2階以下かつ延床面積が300㎡以下のもの
- ◆ 延床面積の半分以上を住宅として使っているもの
- ◆ 木造軸組工法のもので、枠組壁工法、丸太組工法でないもの

対象建築物

(以下の条件すべてに合うもの)